

令和7年第9回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和7年10月22日（水）
開会 15時30分 閉会 15時50分
- 2 場 所 佐伯教育市民ホール「まな美」 第1市民活動室
- 3 出席者の氏名
教育長 宗岡 功
委 員 平井 國政 委 員 山口 清一郎
委 員 藤崎 郁 委 員 廣田 有加
- 4 事務局
教育部長 久々宮 克也
教育総務課長 安部 洋子
学校教育課長 柳井 慎也
社会教育課長（以下「社教課長」という。） 神崎 郁也
社会教育課文化財係副主幹（以下「社教副主幹」という。） 河原 尚志
体育保健課長 藤原 直也
本日の書記 総括主幹 河野 晃己 副主幹 多田 健二
- 5 付議した議案 2件
- 6 報告事項等 1件
- 7 その他 0件
- 8 傍聴人 0人

開会・点呼

教育長 教育委員会会議を開催するに当たり委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

教育長 それでは、令和7年第9回教育委員会会議を開きます。

前回会議録の承認

教育長 前回の教育委員会会議の会議録の署名委員は、山口委員にお願いいたします。
また、今回の会議録の作成は、事務局職員のうちから多田が行います。

教育長の報告

なし

教育長 本日の会議は、お手元の次第のとおりです。会議の終了は、16時5分を予定しています。

教育長 初めに本日の会議の公開、非公開についてですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、公開することといたします。

議 事

【議 案】

議案第43号 公民館の廃止の決定について

議案第44号 無形の民俗文化財「臼坪杖踊り」の市指定無形民俗文化財の指定について

議案第43号 公民館の廃止の決定について

教育長 それでは議事に入ります。議案第43号公民館の廃止の決定について、神崎社会教育課長が説明いたします。

社教課長 議案第43号公民館の廃止の決定についてでございます。お手元の資料1ページをお開きください。

本議案は、公民館を廃止することについて教育委員会の承認を求めるものでございます。対象の公民館は、佐伯市鶴岡地区公民館、同佐伯地区公民館、同佐伯東地区公民館の3地区公民館でございます。

その理由につきましては、令和8年4月1日からコミュニティセンターへ移行することに伴うものでございます。

資料の3ページにございますように、令和4年から順次公民館をコミュニティセンターへと移行しております、残った最後の3館となります。これまで同様社会教育事業につきましては、コミュニティセンター移行後も社会教育課所属の職員を配置いたしまして社会教育事業を継続するとともに、低下をさせることのないよう努めてまいる所存でございます。

以上で議案第43号公民館の廃止の決定についての説明を終わります。

教育長 それでは、説明のありました議案について審議を行います。御質問、御意見のある方はお願ひいたします。

藤崎委員 この公民館をコミュニティセンターにした場合の管理、例えば主体であるとか方法であるとかは、どういうふうに変化するのか教えていただきたい。

社教課長 管理等につきましては、全て移管した後には、コミュニティ創生課で実施するようになります。その中のソフト事業、社会教育事業を社会教育課が残ってするというようなことが大きな流れになります。

藤崎委員 公民館長ももちろんいなくなるわけですけれども、例えば人件費が安くなるなど

そのような点もあるのでしょうか。

社教課長 教育委員会の立場で見れば教育委員会の方の人物費は公民館長分が減ってはいきますが、佐伯市全体で見れば、公民館長はセンター長という位置付けに変わりますので、総額で見れば、変更はないというか、増減はないというようなことでございます。

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、議案第 43 号の承認についてお諮りいたします。議案第 43 号については、提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 それでは、議案第 43 号については、提案どおり承認といたします。

議案第 44 号 無形の民俗文化財「臼坪杖踊り」の市指定無形民俗文化財の指定について

教育長 続きまして議案第 44 号無形の民俗文化財「臼坪杖踊り」の市指定無形民俗文化財の指定について、神崎社会教育課長が説明いたします。

社教課長 本議案は、無形の民俗文化財「臼坪杖踊り」の市指定無形民俗文化財の指定について、佐伯市文化財保護条例第 26 条の規定に基づき、佐伯市文化財保護審議会に諮問をし、令和 7 年 9 月 25 日開催の令和 7 年度第 1 回佐伯市文化財保護審議会において、文化財に指定すべき旨の答申がなされたことを受けまして、教育委員会の承認を求めるものでございます。

指定しようとする文化財の名称は「臼坪杖踊り」、文化財の種別は無形民俗文化財、文化財の概要につきましては佐伯市臼坪地区に伝わる杖踊りで、明治 10 年、1877 年頃に伝習されたと言われております。現在は、臼坪杖踊り保存会により、保存・継承されておりまして、毎年春に行われる五所明神社の神幸祭において、踊りを奉納しております。150 年近い歴史を持つ中で、現在は、愛護少年団がしっかりと機能し、保存会も高齢者から青年層、それから少年少女まで、年齢的に幅広い会員で構成されておりまして、伝承活動も活発であり、かつ、演技内容もすぐれており、地域の民俗文化を表すものと考えることができます。

以上で議案第 44 号無形の民俗文化財「臼坪杖踊り」の市指定無形民俗文化財の指定についての説明を終わります。

教育長 それでは審議を行います。御質問、御意見のある方はお願ひいたします。

教育長 市指定無形民俗文化財に指定してほしいというのは、最初、どこから話があつ

たのですか。

社教副主幹 指定に関する申出が、臼坪杖踊り保存会から2月の頭にありますて、これを受け、指定に向けた手続を踏んで、今回に至るというような形になっております。

教育長 自主推薦ということですね。わかりました。

山口委員 例えば、こういった形の民俗芸能が市指定無形民俗文化財に指定されたときに、保存とか継承にあたって、何かその特典というのはあるのですか。予算的なものだとか、人材育成だとか、なにかそういうものがあるのですか。

社教副主幹 市の指定になった場合は、保存・継承に関して、市の補助金を、今の規定ですと半額の補助という形になりますが、例えば衣装の更新だとか、そういったものに、この市の補助金を使って対応できるような形になっています。

教育長 それでは議案第44号の承認についてお諮りいたします。議案第44号については、提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 議案第44号については、提案どおり承認します。

報告事項等

- ・次回教育委員会までの主要行事（スケジュール）について

教育長 これで第9回教育委員会会議を閉会いたします。

終了 15時50分